

平均給与額の算定について

I 平均給与額について

地方公務員災害補償制度において実施する補償額は、実費を補償する療養補償及び介護補償を除いてすべて平均給与額を基礎として、これに一定の割合又は日数等を乗することによって決められますので、平均給与額は正しく計算される必要があります。

平均給与額の計算にあたっては、職員の給与簿、出勤簿、休暇簿、給料表等の資料を確認しながら平均給与額算定書を作成し、所属部局の長がこれを証明の上、補償の請求書とともに基金支部に提出してください。なお、その際、計算に使用した職員の給与簿等資料一式の写しを添付してください。

平均給与額の算定に関する根拠（基本的な考え方）

地方公務員災害補償法【第2条第4項】

この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（第7項において「災害発生の日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去3月間（その期間内に職員となった者については、その職員となった日までの間）にその職員に対して支払われた給与（※）の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって計算した額を下らないものとする。

つまり、平均給与額は、職員の1日分の給与の平均額を示したものです。

ただし、上記の法第2条第4項にはただし書きがあつたり、災害発生前3か月の給与が存在しないなど、いくつかの事情を想定した計算方法があり、それらにより算出した金額を比較して、最終的には、被災職員にとって一番有利なものを平均給与額に決定します。

※「支払われた給与」

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類はこの表のとおりです。

給料	俸給の月額、給料の調整額、教職調整額
手当	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当、地方公営企業職員に支給される手当（3か月を超える期間ごとに支給されるもの及び臨時に支給されるものを除く。）

注：施行令第1条に規定する常勤的非常勤職員にあっては、これらの給与に相当する給与

II 平均給与額算定書の作成

任命権者に配布している「補償実施の手引」から、平均給与額算定書の記入にかかる説明部分を記載します。

※各欄の説明の前に・・・

○平均給与額の端数処理について

平均給与額算定の過程において計算した額に1円未満の端数がある場合は、その都度の端数処理は行いません。

平均給与額算定書の「2 平均給与額 円（ ）による金額」に記入する平均給与額のみ、1円未満の端数を1円に切り上げて記入します。

○給与改定等について

平均給与額には、給与改定を反映させます。

従って、例えば災害発生日の過去3か月の給与について、給与改定によって後日、差額支給があった場合は、この差額を各月に加算した額（給与改定後の額）が、過去3か月の給与になります。

平均給与額算定書裏面の①、②についても、給与改定があれば、これを反映させる必要があります。

ただし、給与改定を待って算定書を作成していく場合は、各種補償の請求書の基金支部への提出が遅くなってしまうような場合は、給与改定を待たず算定書を作成し、後日、改定を反映させたものを提出してください。

なお、給与改定でなくても、遡及して通勤手当の返戻や超過勤務手当の追加支給があったなど、支給額の修正があった場合も、もれなく平均給与額の算定に反映いただくよう、ご注意願います。

1 給与支払状況の欄の記入について

- (1) 「給与期間」の欄は、原則として、過去3月間（施行規則第3条第1項の場合（給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合等）はそれぞれ相当する期間）について各暦月ごとに記入する（施行規則第3条第2項の場合（採用の日に災害を受けた場合）は全部空白となる。）。
- (2) 「勤務した日数」の欄は、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入する。

	勤務した日数のカウント
週休日	× 含めない
週休日の振替日	× 含めない
休日（祝日、年末年始の休日、代休日）	<input checked="" type="radio"/> 含める (注) 祝休日と週休日が重なった場合は、週休日優先。「含めない」になる。
有給休暇	<input checked="" type="radio"/> 含める
欠勤	× 含めない

(3) 「控除日数」の欄は、1日の全部又は一部について法第2条第6項各号並びに平均給与額特例通知の記の第3及び第4に定める事由により、勤務しなかった日（「控除日」（注）という。以下同じ。）について、その日数を記入する。

(注) 控除日

法第2条第6項各号	特例通知の記の3及び第4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病の療養のため勤務することができなかった場合 ・ 出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）から出産後8週間以内において勤務しなかった場合 ・ 育児休業、育児短時間勤務、部分休業の承認を受けて育児のため勤務しなかった場合 ・ 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合 ・ 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあっては、当該地方独立行政法人）の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合 ・ 職員団体の業務に専ら従事するため許可を受けて勤務しなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族の傷病の看護のため勤務することができなかった場合 ・ 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合

(4) 「給与」の欄は、職員に支払われた給与のうち、平均給与額の算定の基礎となる給与の額を各月ごとに記入する。なお、時間外勤務手当のように、勤務した翌月に支払われる給与については、勤務した月に直して記入する。

この欄には、法第2条第5項及び施行規則第2条に規定されている平均給与額の算定基礎となる給与（寒冷地手当を除く。）のうち代表的なものを掲げてあるが、給与の種類は 各地方公共団体等又は職種によって多様であり、ここにすべての給与の種類を掲げることは困難であることから余白欄を設けているので、不動文字で表示されていない種類の給与については、この余白欄にその給与の種類を記入する。

(注) 通勤手当について

例えば、6か月定期相当額を6か月に1度支給するような場合は、支給額をその対象の支給単位期間の月数で除して得た額を各月の金額にします。

このとき、各月に1円未満の端数がでる場合は、計算書の各月の欄には、分数のまま表記してください。

(例) 10月に、6か月定期相当額の6,100円が支給された(支給単位期間10月～3月)。
 $6,100\text{円} \div 6\text{月} = 1,016\text{円 } 66666666\cdots$

10月1日から 10月31日まで	11月1日から 11月30日まで	12月1日から 12月31日まで	計
1,016円 2/3	1,016円 2/3	1,016円 2/3	3,050円

- (5)「備考」の欄は、「給与期間」の中に、例えば控除日があるような場合には、その理由とその期間とを記入し、この3月間に採用された場合、施行規則第3条第1項各号に掲げる場合、施行規則第3条第2項の場合等のように、この3月間の給与支払い状況の欄が一部又は全部空白となる場合には、その理由、採用の日等平均給与額の算定の基礎となる日を明示する。

2 平均給与額算定の計算欄の記入について

(1) この欄は、補償の請求に係る平均給与額の計算が法第2条及び施行規則第3条のどの条項を用いて行われる場合でも、本欄の(A)から(L)までのいずれかの欄を用いて計算できるように構成されている。

(2) (A)欄は、法第2条第4項本文の規定による原則計算を行う欄であり、(イ)欄及び(ロ)欄の二つに区分されている。このうち、(ロ)欄は、寒冷地手当が支給されている場合に、その算定方法が特殊なため、これに備えて設けられたものである。

すなわち寒冷地手当は、災害発生の日において、その支給地域に在勤し、かつ、災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去一年間にその手当の支給を受けたときに限り、平均給与額の中に含めることとされているので(施行規則第2条第2項)、この場合には、(ロ)欄を用いて、災害発生の日の属する月の前月の末日以前における最も近い寒冷地手当の支給日に支給を受けた寒冷地手当の額に5を乗じて得た額を365で除して得た額を算定し、これを(イ)欄で寒冷地手当を除いて計算して得られた額に加えた額が平均給与額となる。

(3) (B)欄は、法第2条第4項ただし書の規定による最低保障計算を行う欄である。すなわち、給与の全部又は一部が、日、時間又は出来高払制によって定められている場合に用いることとなるが、一般的に、算定の基礎となる給与に時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当等が含まれている場合等に用いられることになる。

(4) (C)欄及び(C')欄は、控除計算を行う欄であるが、算定の基礎となる給与に寒冷地手当が含まれる場合にのみ、(A)欄に記入した寒冷地手当の額((ロ)の金額ではないことに注意すること。)を用いて計算することとなるので、それ以外の場合の計算に当たっては十分留意する必要がある。

(5) (D)欄は、採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算を行う欄であるが、欄中に明示された算式は施行規則第3条第1項本文計算のみである。施行規則第

3条第1項ただし書により準用される法第2条第4項ただし書による計算 ((B)欄) 及び同条第6項の計算 ((C)欄及び (C')欄) を行う場合は、別途計算過程を明らかにする必要がある。

(6) ①欄は、災害発生の日における基本的給与の月額を記入する欄である。

すなわち、災害発生の日における給料、扶養手当、地域手当及び特地勤務手当又はべき地勤務手当の月額を記入する。なお、地域手当については、給料及び扶養手当の月額に対するものが対象となるものであり、管理職手当の月額に対するものは含まれないので留意する必要がある。

給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る①欄の「給料」については、(17)に記載の額とする (②欄の「給料」についても同じ。)。

(7) ②欄は、補償事由発生日 (注) における基本的給与の月額を記入する欄であり、記入については、①欄と同様である。

(注) 補償事由発生日 (補償を行うべき事由の生じた日) は、補償の種類によって異なります。

休業補償	療養のため勤務することができず、給与を受けない日
傷病補償年金	療養の開始後1年6か月を経過した日において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日
障害補償	負傷又は疾病が治り障害等級に該当することとなった日 (法第29条第9項の規定により新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償一時金を支給すべきこととなった場合及び法附則第5条の2第1項の規定により障害補償年金差額一時金を支給すべきこととなった場合には、それぞれ当該一時金を支給すべきこととなった日)
遺族補償・ 葬祭補償	死亡した日 (法第36条第1項第2号に掲げる場合に該当して新たに遺族補償一時金を支給すべきこととなった場合には、当該遺族補償一時金を支給すべきこととなった日)

(8) (E)欄は、採用の日に災害を受けた場合の計算を行う欄である。「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算する。

(9) (F)欄は、補償事由発生日を採用の日とみなして計算を行う欄である。「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算する。

(10) (G)欄は、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。

「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算することとなるが、災害発生の日が昭和60年4月1日前であるときは、同日における基本的給与の月額を記入する。

「(総務大臣が定める率)」には、災害発生の日の属する期間の区分に応じる施行

規則第 3 条第 4 項の規定により総務大臣が定める率を記入する（総務大臣が定める率がわからない場合は基金支部にお尋ねください。）。

- (11) (H) 欄は、被災職員が離職した後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算することとなるが、②欄の記入に当たっては、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとし、離職後においては昇給を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかったものとしたときに補償事由発生日において受けることとなる給与の月額を記入する。
- (12) (I) 欄は、離職者について災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。「(基本的給与の月額①)」及び「(総務大臣が定める率)」については、(G) 欄と同様である。
- (13) (J) 欄は、(H) 欄及び(I) 欄の金額以外の施行規則第 3 条第 6 項による金額を記入する（この (J) 欄は、平均給与額特例通知の記に掲げられた計算方法による場合以外の極めて特殊な場合に使用する。）。
- (14) (K) 欄は、いわゆる年金たる補償以外の補償を請求する場合に、平均給与額の最低保障額を記入する（最低保障額がわからない場合は基金支部にお尋ねください。）。
- (15) (L) 欄は、年金たる補償又は休業補償（療養の開始後 1 年 6 ヶ月を経過した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る。（16）において同じ。）を請求する場合に、法第 2 条第 11 項又は第 13 項に規定する基準日における年齢等平均給与額の決定に必要な事項を記入する。
- (16) 「2 平均給与額」の欄は、(A) 欄から (K) 欄までの金額のうち最も高い金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、これを 1 円に切り上げた金額）を記入する。ただし、年金たる補償又は休業補償を請求する場合にあっては、当該金額が最低限度額に満たないときは当該最低限度額、当該金額が最高限度額を超えるときは当該最高限度額（年金たる補償に係る平均給与額について、現給保障が行われる場合を除く。）を記入する（最低限度額、最高限度額がわからない場合は、基金支部にお尋ねください。）。
- (17) 給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に 25（地方自治法第 4 条の 2 の規定により、土曜日を休日としている地方公共団体 等にあっては 21、第 2 土曜日及び第 4 土曜日を休日にしている地方公共団体等にあっては 23）を乗じて得た額を記入する。

次に、令和 4 年 7 月 10 日に被災し、令和 6 年 12 月 18 日に死亡した場合の平均給与額の算定例を示すこととする。

平均給与額算定期書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	基 金 太 郎 昭和57年3月1日生	補 償 の 種 類	遺族補償年金
-------------------	-----------------------	-----------	--------

1 平均給与額算定期内訳					
災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給 与 期 間	令4年4月1日から 令4年4月30日まで	令4年5月1日から 令4年5月31日まで	令4年6月1日から 令4年6月30日まで	計	備 考
総 日 数	30日	31日	30日	91日	
勤 務 し た 日 数	21日	22日	22日	65日	
控 除 日 数	0日	0日	2日	2日	
給 料	278,100円	278,100円	278,100円	834,300円	
扶 養 手 当	25,500円	25,500円	25,500円	76,500円	
地 域 手 当	9,108円	9,108円	9,108円	27,324円	
住 居 手 当	25,500円	25,500円	25,500円	76,500円	
通 勤 手 当	25,350円	25,350円	25,350円	76,050円	
時間外勤務手当	54,300円	49,956円	56,472円	160,728円	
宿 直 手 当	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
計	417,858円	413,514円	420,030円	1,251,402円	
(A) 法第2条第4項本文による金額	寒冷地手当 (災害発生日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額)				
(給与総額) (総日数) 1,251,402円 ÷ 91 = 13,751円67銭 (イ)	$17,800 \times 5 \div 365 = 243 \text{円}83\text{銭}$ (ロ)				
	(イ) + (ロ) = 13,995円50銭				
(B) 法第2条第4項ただし書による金額					
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \quad (\text{勤務した日数})$					
$160,728 \text{円} \div 65 \times \frac{60}{100} = 1,483 \text{円}64\text{銭}$ (ハ)					
(その他の給与の総額) (総日数) $1,090,674 \text{円} \div 91 = 11,985 \text{円}42\text{銭}$ (ニ)	$(\text{ロ}) + (\text{ハ}) + (\text{ニ}) = 13,712 \text{円}90\text{銭}$				
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)					
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)					
$\left(\frac{17,800 \times 5}{365} + 363,558 \div 30 \right) \times 2 - = 24,724 \text{円}87\text{銭}$ (ホ)					
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)	$4,344 \text{円}00\text{銭}$ (ヘ)				
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)					
$\left(\frac{17,800 \times 5}{365} \times 91 \right) + 1,251,402 - 29,068 \text{円}87\text{銭} = 13,983 \text{円}39\text{銭}$					
(総日数) (控除日数) 91日 - 2日					
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)					
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によって} \\ \text{定められた給与の総額(控除日に} \\ \text{支払われたものを除く)} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{勤務した日数} \\ \text{(控除日を除} \\ \text{く)} \end{array} \right]$					
$156,384 \text{円} \div 63 \times \frac{60}{100} = 1,489 \text{円}37\text{銭}$ (チ)					
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)					
$\left(\frac{17,800 \times 5}{365} \times 91 \right) + 1,090,674 - 24,724 \text{円}87\text{銭} = 12,226 \text{円}27\text{銭}$ (リ)					
(総日数) (控除日数) 91日 - 2日					
(チ) + (リ) = 13,715円64銭					

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)																									
円 ÷	= 円 錢																								
<p>① 災害発生の日（令4年7月10日）における基本的給与の月額</p> <table> <tr> <td>行政（一）職給料表 4級 6号給</td> <td>278,100円</td> </tr> <tr> <td>給 料</td> <td>扶養手当</td> </tr> <tr> <td>扶養手当</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>地域手当</td> <td>9,108円</td> </tr> <tr> <td>特地勤務手当又はへき地勤務手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>312,708円</td> </tr> </table>	行政（一）職給料表 4級 6号給	278,100円	給 料	扶養手当	扶養手当	25,500円	地域手当	9,108円	特地勤務手当又はへき地勤務手当	円	計	312,708円	<p>② 補償事由発生日（令6年12月18日）における基本的給与の月額</p> <table> <tr> <td>行政（一）職給料表 4級 9号給</td> <td>293,100円</td> </tr> <tr> <td>給 料</td> <td>扶養手当</td> </tr> <tr> <td>扶養手当</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>地域手当</td> <td>9,558円</td> </tr> <tr> <td>特地勤務手当又はへき地勤務手当</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>328,158円</td> </tr> </table>	行政（一）職給料表 4級 9号給	293,100円	給 料	扶養手当	扶養手当	25,500円	地域手当	9,558円	特地勤務手当又はへき地勤務手当	円	計	328,158円
行政（一）職給料表 4級 6号給	278,100円																								
給 料	扶養手当																								
扶養手当	25,500円																								
地域手当	9,108円																								
特地勤務手当又はへき地勤務手当	円																								
計	312,708円																								
行政（一）職給料表 4級 9号給	293,100円																								
給 料	扶養手当																								
扶養手当	25,500円																								
地域手当	9,558円																								
特地勤務手当又はへき地勤務手当	円																								
計	328,158円																								
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)																									
円 ÷ 30 =	円 錢																								
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)																									
328,158円 ÷ 30 =	10,938円60銭																								
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして（F）の例により計算した額 (基本的給与の月額①)																									
312,708円 ÷ 30 =	10,423円60銭 (ヌ)																								
(ヌ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち最も高い金額 (ル)																									
13,995円50銭	(総務大臣が定める率) × 1.01 = 14,135円46銭																								
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして（E）の例により計算した額 (基本的給与の月額②)																								
	円 ÷ 30 =	円 錢																							
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして（F）の例により計算した額 (基本的給与の月額①)																								
	円 ÷ 30 =	円 錢 (ヲ)																							
	(ヲ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち最も高い金額 (ワ)																								
	円 錢	(総務大臣が定める率) × = 円 錢																							
	(J) (H) (I) 以外の金額 (K) 規則第3条第7項による金額																								
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢																									
最 高 限 度 額 21,971円	最 低 限 度 額 7,268円	42歳																							
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
2 平均給与額 14,136円 (G) による金額																									
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日																									
所属部局の名稱 所 在 地 長の職・氏名 ○○○ ○○○○																									